

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律関係手数料令の運用及び解釈について

通達
(手数料関係)

(43 化第 151 号 昭和 43 年 2 月 12 日)
改正 43 化第 1438 号 昭和 43 年 10 月 12 日
44 化第 1643 号 昭和 44 年 9 月 16 日
54 立局第 517 号 昭和 54 年 8 月 31 日
56 立局第 404 号 昭和 56 年 6 月 5 日
56 立局第 433 号 昭和 56 年 7 月 16 日
59 立局第 399 号 昭和 59 年 5 月 19 日
平成 09・03・31 立局第 77 号 平成 9 年 4 月 1 日
平成 12・03・30 立局第 9 号 平成 12 年 4 月 1 日

別表第 1 第 1 号 (法第 3 条第 1 項の登録) 関係

「一件につき」とは、1 回の申請に係るすべての内容をいい、複数の販売所について同時に登録を受けようとする場合にあって、一件である。

別表第 1 第 2 号 (液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付) 関係

「一通につき」とは、一の液化石油ガス販売事業者ごとに謄本を一通請求することをいい、販売所ごとに一通請求することではない。

別表第 1 第 3 号 (液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧) 関係

「一回につき」とは、一の液化石油ガス販売事業者について一回閲覧することをいう。したがって、複数の事業者の内容を閲覧する場合は、所定の額に液化石油ガス販売事業者の数を乗じた額が手数料となる。

別表第 1 第 7 号 (法第 35 条の 6 第 1 項の認定) 関係

「認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数」とは、当該認定が液化石油ガス販売事業者を認定するものであるから、複数の販売所を有している場合は、そのすべての販売所で液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数を合計したものをいい、規則第 46 条第 2 号の認定対象消費者の数とは異なる。